

## 消費税の軽減税率制度説明会のご案内

木更津税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

令和元年6月12日(水)	全1回	11:00~12:00
令和元年6月13日(木)	全1回	13:30~14:30

**木更津市富士見1-2-1**  
**中央公民館多目的ホール・アクア木更津B館3階**

※ 木更津駅西口の1階に観光案内所のある建物です。

駐車場は、旧中央公民館駐車場（木更津市中央1-15-4）を利用できますが、ご来場の際にはなるべく公共交通機関等をご利用ください。

お問合せ先

木更津税務署 個人課税第1部門 担当：安藤 電話0438-23-6161

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。